(公社)徳島県労働者福祉協議会

中央LSCニュース

発行：徳島中央ライフサポートセンター（LSC）
発行責任者：板東喜代子
〒770-0942　徳島市昭和町３丁目 35-1
TEL　088-623-4105　　FAX　088-678-4177
http:// chuou-lsc.main.jp/

～第５回定期総会開催～

５月８日（木）１８時より労館５０２にて第５回定期総会を開催した。

松本副会長の開会あいさつの後、議長には全労済安藤代議員が承認され、総会運営・資格審査委員には四国労金の田村代議員、総会書記には川西アドバイザーが承認された。

主催者を代表し宮本会長が「ライフサポートセンター設立丸４年が経過し、５年目に入りました。西部・南部と３つのライフサポートセンターが連携し、勤労者をはじめ地域の皆さんと共に暮らしのサポーターとしての役割を果たしていきたい。」とあいさつした。

つづいて、東條労働者福祉協議会専務理事・森本連合徳島事務局長・谷口商工労働部労働雇用課長から来賓あいさつをいただいた。藤崎理事より祝電披露し、田村代議員より代議員３３名中３２名（内委任状１３名）・役員１９名中１８名出席し総会成立宣言をした。

つづいて、①２０１３年度活動経過報告（板東事務局長）②２０１３年度会計報告（板東事務局長）③会計監査報告（小谷会計監査）が一括報告され、質疑の後、賛成多数で承認された。ひき続き、議事に入り、第１号議案

２０１４年度活動方針（案）（板東事務局長）第２号議案２０１４予算（案）（板東事務局長）が執行部より一括提案され、それぞれ賛成多数で承認された。

第３号議案２０１４徳島中央ライフサポートセンター役員（案）について宮本会長より提案され、満場一致で承認された。そして、佐藤副会長より「本日の総会において新年度方針が可決されました。私たち勤労者を取り巻く状況は非常に厳しいものがありますが、ライフサポートセンター役員が一丸となって取り組むことを表明して第５回定期総会を終了します。引き続き記念講演がありますので、よろしくお願いいたします」と閉会あいさつをした。

会　長	宮本　武司	中央地域代表
副会長	大久保達夫	四国労働金庫徳島支店
	渡邉　一雅	全労済徳島県本部
	新居　良雄	フレッセ
	元川　　仁	徳島県勤労者福祉ﾈｯﾄﾜｰｸ
	松本　光弘	徳島地域代表
	佐藤　陽一	北部地域代表
	田北　光広	東部地域代表
	山本　晃司	中部地域代表
所長（事務局長）	板東喜代子	専従
理　事	遠藤　好人	四国労働金庫徳島北支店
	板東啓太郎	四国労働金庫鴨島支店
	鴻池　達也	徳島地域代表
	藤崎　夏男	北部地域代表
	上原　徹也	東部地域代表
	田村　義雄	中部地域代表
	坂尾　直也	ＮＰＯ法人壮生
監　事	谷本　　智	徳島地域代表
	小谷　正勝	北部地域代表
アドバイザー	川西　貞之	専従

記念講演
最近のトラブルと対処法

５月８日「徳島中央ライフサポートセンター第５回定期総会」終了後、徳島県消費者情報センター　消費

生活相談員　阿部　千明さんを講師に招き記念講演会を開催した。
　冒頭、板東事務局長から「『暮らしなんでも相談』で最近ネットでの通販や訪問販売など消費者問題に関する相談が多くなっています。消費生活相談員　阿部　千明さんから身近な相談事例について教訓的なお話があると思いますが、トラブルに巻き込まれないよう又詐欺かからないよう参考にしてください。」と主催者を代表して挨拶をした。

つづいて、「最近の消費者トラブルと対処法」について阿部　千明さんの講演が始まった。

事例Ⅰ

「母がテレビショッピングで真珠のネックレスを購入した。通常価格１０万円のものが半額だったので注文したが、届いたものはテレビと見栄えが違い価格ほどの価値はないように思える。返品を申し出たが断られた。」この様な相談が多く寄せられます。テレビショッピングは通信販売であり、クーリングオフの対象外です。

●自宅で手軽に買い物ができるテレビショッピングは、返品の可否など重要事項の表示時間が短く、わかりにくいことがあります。

●テレビショッピングなどの通信販売では、事業者が返品の可否や返品期限に関する特約を設けている場合は、それに従うことになります。特約が無い場合は、受け取った日から数えて８日以内であれば返品できます。

●印象だけにとらわれず、「商品の使い方」「使用上の制限」「返品できるか」などをよく確認してから注文しましょう。

事例Ⅱ

「パソコンで湿疹の薬について検索していた際、一覧に出ていたサイトをクリックしたところ、アダルトサイトにつながった。無料とあったので、サンプル画像をクリックすると「登録完了」画面が表示され「正規料金は９万８千円だが、２日以内に支払うと６万８千円になる」と書かれていた。あわてて、サイトに記載されていた業者の携帯電話に非通知で連絡すると、「電話番号を通知して連絡し直すように」と言われてしまった。請求画面も消えず、混乱して夜も眠れない。」と高齢者の方からの相談がありました。

　皆様のなかにも、この様な事になり困った方もいるのではないでしょうか。パソコンに通じている方は、初期化して画面を消すこともできますが、会社のパソコンがこの様な状態になり困って消費者情報センターへ持ち込まれる方もおられます。

●このようなサイトでは、有料であるという表示が分かりにくい場合も多く、安易にアクセスしないことが第一です。また、むやみに同意ボタン等をクリックしたり、ダウンロードしたりしないようにしましょう。

●業者に連絡をしても、「間違えたなら支払わなくてもよい。」とは言われません。個人情報が知られてしまう危険性もあるので、自分から連絡してはいけません。

●請求画面の削除には、（独）情報処理推進機構（ＩＰＡ）のホームページが参考になります。
　情報セキュリティ安心相談窓口　http://www.ipa.go.jp/security/anshin/

事例Ⅲ

「Ａ銀行を名乗る男から「あなたは大手企業Ｂ者の株を買えるリストに載っている。購入しないか」と電話があったが、よく意味がわからず断った。翌日、今度はＢ社の社員という男性が「自分で自社の株を買うとインサイダー取引になるのであなたの名前で買わせてほしい。後日倍にして返す」と言ってきた。Ｂ社は有名な会社だから間違いはないだろうし、お金ももらえるなら、と思い、３００万円をＡ銀行に郵送した。その後も「保証金」などの名目で合計約１５００万円支払った。あまりに高額になったので不安になり、電話をしてみたがつながらない。」といった相談が最近多くなりました。

　被害額の多い方では、数億円になっています。

●大手企業の名前を出すことにより消費者を信用させようとしますが、名前を使われた企業が社債等の勧誘を個人向けに行っているという事実はほとんどありません。

●購入を持ちかける業者が、大手銀行や証券会社の名をかたっているケースもありません。

●いったんお金を支払ってしまうと取り戻すのは極めて困難です。うまい話には耳を貸さず、きっぱり断りましょう。

と、事例の中から身近な話を注意すべき点を中心に講演頂き、最後に、板東事務局長からお礼の言葉を述べ終了した